

第 19 回総合科学技術会議議事録（案）

1. 日 時 平成 14 年 6 月 19 日（水） 17 時 00 分～18 時 00 分

2. 場 所 総理官邸 4 階大会議室

3. 出席者

| | | | |
|----|----|-----|------------|
| 議長 | 小泉 | 純一郎 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 福田 | 康夫 | 内閣官房長官 |
| 同 | 尾身 | 幸次 | 科学技術政策担当大臣 |
| 同 | 片山 | 虎之助 | 総務大臣 |
| 同 | 塩川 | 正十郎 | 財務大臣 |
| 同 | 遠山 | 敦子 | 文部科学大臣 |
| 同 | 平沼 | 赳夫 | 経済産業大臣 |
| 同 | 吉川 | 弘之 | 日本学術会議会長 |
| 同 | 石井 | 紫郎 | |
| 同 | 井村 | 裕夫 | |
| 同 | 黒田 | 玲子 | |
| 同 | 桑原 | 洋 | |
| 同 | 白川 | 英樹 | |
| 同 | 松本 | 和子 | |
| 同 | 吉野 | 浩行 | |

（臨時）

| | | | |
|----|----|----|-----------------------------|
| 議員 | 坂口 | 力 | 厚生労働大臣 |
| 同 | 武部 | 勤 | 農林水産大臣 |
| 同 | 大木 | 浩 | 環境大臣 |
| 同 | 中谷 | 元 | 防衛庁長官 |
| 同 | 竹中 | 平蔵 | 経済財政政策担当大臣(代理 松下 忠洋 内閣府副大臣) |

4．議事

- (1) 平成 1 5 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について
- (2) 科学技術システム改革について
 - ・ 知的財産戦略について
 - ・ 産学官連携の基本的考え方と推進方策について
 - ・ 競争的研究資金制度改革について
 - ・ 第 1 回産学官連携推進会議の結果報告について
- (3) 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について
- (4) 地球温暖化対策技術戦略プロジェクトの設置について
- (5) その他

(配付資料)

- 資料 1 - 1 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針（案）の概要
- 資料 1 - 2 平成15年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針（案）
- 資料 1 - 3 神戸医療産業都市構想の概要
- 資料 2 - 1 知的財産戦略について 中間まとめ（案）
- 資料 2 - 2 産学官連携の基本的考え方と推進方策（案）
- 資料 2 - 3 競争的研究資金制度改革について 中間まとめ（案）
- 資料 2 - 4 第 1 回産学官連携推進会議の結果報告について
- 資料 3 - 1 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について（概要）
- 資料 3 - 2 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について（案）
- 資料 4 地球温暖化対策技術戦略プロジェクトの設置について（案）
- 資料 5 第 1 8 回総合科学技術会議議事録（案）

5．議事概要

【尾身議員】

それでは、定刻になりましたので、第 1 9 回総合科学技術会議を開会いたします。小泉総理は多少遅れます。

今回は臨時議員といたしまして、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、防衛庁長官、経済財政政策担当大臣にもご参加をお願いしております。なお、経済財政政策担当大臣につきましては、副大臣がご出席しております。

(5) その他

【尾身議員】

順序を多少変えさせていただきます。第18回本会議の議事録についてですが、既にチェックしていただいておりますので、本会議終了後公表することといたします。また、本日の資料につきましては、すべて公表することといたします。

(3) 今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について

【尾身議員】

次に、議題3の「今後の宇宙開発利用に関する取組みの基本について」に入らせていただきます。

本件につきましては、前回の会議におけるご意見等を踏まえまして、専門調査会においてさらなる調査・検討を進め、最終案を取りまとめましたので、桑原議員からご説明をお願いいたします。

【桑原議員】

それでは、資料の3-1と3-2がございますが、最終案でございますので、資料3-2でご説明をいたします。

最初にページをめくっていただきまして、目次をごらんください。「はじめに」からありまして、我が国の宇宙開発利用の目標と課題、戦略、産業化に対する基本的な考え方、4番目に長期を見据えた基礎的・基盤的な研究開発、最後に今後の検討体制としてまとめております。飛び飛びになりますので、ちょっとページをめくりながらお願いしたいと思います。

まず、「はじめに」は飛ばさせていただきます、3ページをごらんください。現状の

認識です。1段目に、宇宙開発利用は、人類にとって知の創造であるとともに夢を育む活動であるという認識を書いております。2段目に、我が国の宇宙開発利用は、半世紀にわたる研究開発中心の時代から、その成果を産業の国際競争力の強化や、国民生活の質の向上に展開する時代に入ったという認識を示しております。4段目の中ほどに、「広範な先端技術分野を牽引する力となる」という文がありますけれども、その次に、「宇宙利用の面では」、この宇宙技術というのは、重点4分野のうち、特に情報通信分野、環境分野の推進に不可欠な技術であるという認識を書いております。

次のページをめくってください。次の段に行きまして、(2) 目標と方針でございますが、我が国の今後の宇宙開発利用は、知の創造、経済社会の発展、安全の確保、人類の持続的発展、国民生活の質の向上という、この5つの目標のもとに推進をしようということを掲げております。加えて、次の段ですけれども、我が国の国際的地位、存立基盤を確保するため、我が国は人工衛星と宇宙輸送システムを、次のページにわたりますけれども、必要となしに独自に宇宙空間に打ち上げる能力を将来にわたって維持をしようということの決意を書いております。

次に、(3) 課題と基本的な取組みについてです。我が国が先行する欧米の技術水準に追いつく段階では、欧米に比べて小規模な予算・人員で効率的な開発を進めることができました。その後、取組みが総花的であったということは否めず、最終の行にありますように、このままでは技術基盤の維持も困難な状況にあるという認識を示しております。

そこで、最終段でありますけれども、今後10年程度を見通して、宇宙開発のメリハリの効いた重点化と宇宙利用の戦略的な拡大を図るべしということを挙げております。次にまいりまして、「民間にできることは民間で」との方針のもとに、政府主導の下で確立した技術については、民間に移転をし、利用されることを基本とする。さらに、その実現に当たって、産官学の連携・共同体制を強化し、宇宙開発に係る予算の選択と集中による効率化、民間資金を含めた我が国全体としての所要資金の拡大を図ろうということが書いております。

以上が基本的な考え方でございまして、以下具体的な戦略につきまして、2項にまとめてございます。

まず、この6ページの下にあります(1)の人工衛星についてでございますが、その次の7ページを開けてください。今後10年程度を見通して、予算・人材等の資源を3つの分野に重点化するというところで、1つが安全の確保、安全保障・危機管理を含めたものでございます。もう一つが(b)項にあります情報通信・測位、特にここでは2行目のあります準天頂衛星システムの開発・整備を、資金を含めて産官の連携の下に推進することを提案し

ております。

次のページをお開きください。もう一つ最後の重点化は、地球環境監視でございます。それから、中ほどに国際宇宙開発ステーション計画の見直しが書いてございます。我が国は、国際宇宙ステーション計画を通して、有人宇宙技術を着実に蓄積する。一方、日本実験棟につきましては、優先度に応じた利用計画の見直しを行い、実験棟の運用・利用に要する費用を中心に大幅な縮減に努めるべしということを書いてございます。

3番目に、宇宙利用の戦略的な拡大をすべしという項を挙げております。中身は省略いたしますが、次のページをめくっていただきまして、この宇宙利用の拡大に際しましては、アジア地域を含めた国際協力・国際貢献等を積極的に推進し、日本の地位を高めるべしという認識をうたっております。

以上で衛星関係を終わりにして、次に、宇宙輸送システムの在り方でございますが、そのこの2行目から書いてありますように、政府の人工衛星の打ち上げに国産ロケットを優先的に利用することを基本とする。もう一つ、民間が人工衛星を打ち上げる場合にも、国産ロケットの利用を推奨するという事で、民間に移管する技術の維持・評価をバックアップしようということです。

この前提のもとに、中ほどにありますH - Aのロケットですけれども、標準型については民間へ移管する。その以降、ロケットの増強型を開発する場合には、民間主導で開発する方向で検討。また最終行にあります新しい型式の将来の輸送システムを開発する場合には、政府において研究開発する方向で検討するという事です。

次に、民間主導による中小型のロケットの開発ですが、これは適切な評価を経て、重要な要素技術の開発と移転を通じて民間の開発を支援しようということで、国がやってまいりましたM - Vロケットにつきましては、民間移管を基本的にして検討するとしております。

10ページでございますが、宇宙開発利用の産業化ですけれども、政府主導の下で実施をされ、確立した技術については、民間移転ということは先ほど申し上げました。

2段目でございますけれども、民間は、体制を整え、責任を持ってその技術を生かし、産業化に努めるべしとしております。

4段目に、技術基盤について書いてありますけれども、技術基盤の維持・発展、人材の育成・確保のために国は継続的に先端的な研究に取り組む必要があるという認識を書いてあります。

次に、11ページでございますけれども、長期を見据えた基礎的・基盤的研究、この対象を明確にして着実に推進するという第1項と、第2段に書いてあります宇宙科学研究につ

きましては、世界最高水準の活動を優先して推進。3段目に書いてあります有人宇宙活動につきましては、国際宇宙ステーション計画など国際協力を通して、その活動に係る技術の蓄積を図ることが適切ということ意識を示しました。最後の段でございますが、宇宙機器を構成する電子・機械部品や材料、観測センサ、高性能推進系などの基礎的な技術につきましても、我が国として継続的に対応してまいる必要があるということを書いてございます。

最後に12ページの5項ですが、今後の検討体制。総合科学技術会議は、我が国全体を俯瞰して、民間の活動を含めて宇宙開発事業の取組みの基本について、宇宙開発委員会とも連携を取りつつ、引き続きフォローアップし、検討を行うべしとしております。

以上です。

【尾身議員】

ただいまのご説明につきまして、何かご発言等ございますでしょうか。

【遠山議員】

今回のご報告をいただきましたことを拝見いたしまして、総合科学技術会議とされては、我が国全体を俯瞰して民間の活動を含めた宇宙開発利用の取組みの基本を示されたと認識しております。我が省の意見も十分取り入れられておりまして、お取りまとめに対して敬意を表したいと思っております。

我が省、それから宇宙開発委員会は、宇宙開発利用を推進する中核的な責務を有しておりまして、今回のお取りまとめの方向性に沿いながら、今後具体化を図る考えでございます。H-Aロケットの民間移管は、その具体化の一つでありまして、その開発に責任を負ってきました宇宙開発事業団、文部科学省及び関係企業は責任を持って検討すべき課題と考えております。

我が省といたしましては、H-Aの民営化に向けた課題を整理検討いたしますために、5月29日に我が省、宇宙開発事業団、それから三菱重工業をはじめとする産業界からなります民営化作業チームを設置しまして、既に適切かつ迅速な作業を開始しておりまして、7月中を目途に中間報告、それから年内を目途に最終的な検討結果を取りまとめ、宇宙開発委員会に報告する予定でございます。また、随時その内容についてご報告したいと思っております。

以上であります。

【平沼議員】

私から一言申し上げたいと思います。

総合科学技術会議の下で、こうした全体を俯瞰した基本戦略ができたということは、非常に私は素晴らしいことだと評価させていただきたいと思います。要は、この後いかにそれをフォローアップして、この宇宙航空産業といいますか、それを我が国の基幹産業に育てていくということが必要だと、このように思っております。

【尾身議員】

ありがとうございました。

それでは、「今後の宇宙開発事業に関する取組みの基本について（案）」につきまして、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

【尾身議員】

それでは、原案通り決定し、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対して意見具申をさせていただきます。

（１）平成１５年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について

【尾身議員】

次に、議題１の「平成１５年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について」に入ります。

本件につきましては、前回の会議におけるご意見等も踏まえまして、私と有識者議員の方々に最終案を取りまとめましたので、白川議員からご説明をお願いいたします。

【白川議員】

本議題については、お手元に資料の１－１として概要、それから資料１－２として本文が配付されています。本日は資料１－２の本文に沿って説明をいたします。

この方針案については、前回5月29日開催の本会議でご審議をいただきました。その際、閣僚議員のご意見を踏まえて、また重点分野推進戦略専門調査会における調査・検討及び科学技術政策担当大臣と有識者議員による検討を経て、本日お配りしている案を作成いたしました。前回からの主要な変更点に触れながら、この方針の要点について説明をいたします。

まず、1枚めくっていただきますと目次で、その次が1ページです。1ページにまとめました3つの基本的な考え方について、大きな変更はありません。まず第1点は世界最高水準の科学技術創造立国の実現を目指す。第2点目は空洞化に直面をしている現状を踏まえ、経済活性化と産業競争力強化を重視する。3点目として科学技術への投資についても整理・合理化等を図りながら重点的拡充を進める、ということといたしました。

次に2ページから、科学技術の戦略的重点化についてです。まず、科学技術の果実を生み出すための根の部分に当たる基礎研究について記述しています。また、幹の部分に当たる国家的・社会的課題に対応した研究開発について、3ページ以降にまとめましたように、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料という重点4分野に対して優先的に研究開発資源を配分をする方針を明確にいたしました。その上で、この重点分野とエネルギー、それから製造技術、社会基盤、フロンティアという、その他の4分野において、来年度、特に重点を置いて推進すべき事項を明記しました。昨今、遺伝子やタンパク質の解析とその成果を医療や物質生産に活用する技術、それから高度化するIT社会を支える技術、ナノというような微細なレベルの測定・製造・加工技術等が相互に関連をして急速に動いています。こういう中で、我が国が競争力を持って発展できるように、来年度の重点事項をまとめました。この点については、調査・検討の過程で多くの議論がありましたが、科学技術は重要であるからこそ、総花的にならずに重点化の効果が得られるように、本当に重要なものに絞るように努めました。

前回からの変更点としては、例えば4ページの「ライフサイエンス」の部分の上から9行目ほどでしょうか、「プリオン病等の診断・治療技術」を加えました。それから、4ページの一番下の行の「医療技術・遺伝子組換え体のリスク評価に関する研究」について明示いたしました。それから少し飛びますが、9ページの社会基盤分野では、昨年アメリカ合衆国で起こった同時多発テロを踏まえて、自然災害だけでなく、事故や犯罪を視野に入れて災害被害をくい止めるというところで(i)に明記いたしました。

次に、11ページからの大項目の3です。「経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進」ですが、この部分については文章上の変更はございません。先週関係各省の検討状況についてヒアリングを行ったところですが、今後、府省横断的な取り組みを含め、各関係

各省の特徴を活かした効果的なプロジェクトの提案となるよう、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

次に、13ページから19ページにかけて「科学技術システムの改革等」について述べています。ここでは、具体的な内容はこの後の議題で報告があります。競争的研究資金制度の改革、産学官連携推進のためのスキームの改革、知的財産の保護・活用について、それぞれについて要点を盛り込んでおります。そのほかにも大学等の施設の整備について述べています。さらに前回の本会議で小泉総理からご指示のあった知的特区については、18ページに特記いたしました。今後、早急に検討を進めていきたいと考えています。

19ページからの「重点化及び整理・合理化・削減の進め方」の部分についても、大きな変更点はありません。概算要求の後になって遅きに失することのないよう、概算要求前でも必要な調整を行うこととして、その手順を明記いたしました。

最後に、20ページの「科学技術に対する理解と学習の振興」についてですが、記述を充実して、科学技術の知識を広く社会に説明できる人材の育成・確保や学校等における学習の充実を求めています。

以上です。

【尾身議員】

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご意見等ございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

【坂口議員】

分子レベルの研究が進んでまいりましたので、効果的な治療法がございません自己免疫疾患でございますとか、パーキンソン病などの神経疾患につきまして、これから研究成果を活用した原因解明でありますとか、あるいは予防治療技術の開発が重要だというふうに思っております。それからもう一つは、先ほどプリオン病に対します診断、あるいは治療技術を加えていただきましてありがとうございました。このBSE問題など食品の安全に関する問題が大変大きな問題になってまいりましたし、生物由来薬品、脳硬膜等の問題で大変皆さんにもご迷惑をかけた点がございますので、こうした問題につきまして、評価できる技術の開発、そうしたものにつきまして、これから整理をし、そして研究を推進していくことが重要だというふうに考えているところでございます。厚生労働省といたしまして、平成15年度におきます資源配分の方針を踏まえまして、こうした施策を含め重点的な推進を図ってまいりたいと考えている次第でございます。よろしくお願いいたします。

【武部議員】

農林水産省としては、消費者に軸足を置いて、農林水産施策を大胆に見直すという決意を新たにしているわけですが、そのために『「食」と「農」の再生プラン』を公表したところでありませけれども、私としては、このプラン推進の上で、研究開発の果たす役割というのが非常に不可欠だと、このように認識を新たにしている次第でありまして、今回の資源配分方針の中におきましても、これら研究開発の内容を明確に位置付けていただいたということにまず感謝したいと思います。

特にこの中で、ただいま厚生労働大臣からのお話にもありましたように、ライフサイエンス分野におけるプリオン病等の診断技術、あるいは食料供給力の向上と食生活の改善に貢献する食料科学・技術の開発、特に食品の安全性確保、あるいはイネ等のポストゲノム研究、さらに環境分野におけます地球温暖化、バイオマスエネルギー利用をはじめといたします資源循環、自然共生型社会の実現、化学物質総合リスク管理等に資する研究開発等に重点的に取り組んでいくことが重要と考えておりまして、農林水産省といたしましては、これら取組みを通じて、科学技術の振興に必要な役割をしっかりと果たしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思ひます。

【井村議員】

5月の本会議で小泉総理から知的特区についてご下問があり、現在、検討しているところで、まだ中間報告であります、神戸の医療産業都市構想をモデルとして、ということが考えられるかということについてご報告したいと思います。

資料1 - 3をごらんいただきたいと思います。神戸市は震災からの復興、それから産業構造の変革に対応するために、医療産業都市構想を3年前に決め、現在その実現に努めているところであります。

基本的な考え方は、基礎研究を臨床へ展開するための研究を中心といたしまして、それによって実用化・事業化を図っていくというものであります。基礎研究としては、理化学研究所の発生・再生科学総合研究センター、一番左ですが、今八分どおり完成をしております。そこで得られる成果、あるいはこの地域の大学の成果を臨床に応用するためのセンターとして先端医療センター、経済産業省のご支援も頂き今七分ぐらいでき上がっております。それから文部科学省のご支援で臨床研究情報センター、これはいろいろな臨床研究のデータベースと統計処理を行うことを中心としたセンターで、これから建設します。こうした成果を、さらに右のように事業化するために、今神戸市は幾つかの施設を現在つく

っているところでありまして、現時点で20社のベンチャー、あるいは一部大企業もありますが、それが契約をしているという状況であります。

1枚めくっていただきますと、この構想の概要が出ています。写真にありますように、神戸市のポートアイランドの2期工事としてできたところは、まだほとんど空いております。約80ヘクタールほどございますが、そこに中核施設となる研究施設をつくっているところでもあります。

この医療産業都市を一つのモデルとして、これを知的特区とした場合にどういう問題点があるかということ、若い人々に検討していただきましたのが3枚目でありまして、基礎研究、臨床への展開研究、さらに事業化・産業化のそれぞれのレベルで幾つかの問題が指摘されました。

1つは基礎研究の面では、高度の研究教育機関をできるだけ速やかにこういう場所に集積させるためには、地方財政再建促進特別措置法の何らかの弾力的運用が期待される場所です。前回、片山大臣からお話がありましたように、基本的には国が措置すべきものであることは理解できるのですけれども、何よりも現在緊急を要することは、できるだけ早くこういったクラスターをつくって、地方の特徴となる新しい産業を興すことであります。そのためには、こういったクラスター形成を支援するような何らかの方策をご考慮いただければありがたいと思っております。また、外国人研究者の任用や在留期間等につきましても、これは手続の問題かもしれませんが、いろいろの要件がありますので、緩和を期待します。

臨床への展開研究といたしましては、特定療養費の導入を希望しております。これは臨床研究を行うときに、臨床研究以外の入院料、看護料、食費等を健康保険でみていただきたいということでありまして、これは厚生労働省でも検討をしていただいていると聞いております。また、実用化の面では、高度先進医療制度がありますが、これの要件の緩和、例えばベッド数等の要件の緩和をしていただいで、こういった診療ができやすいようにすることも必要です。また、現在、病床数は極めて厳しい規制がございますが、こういった場所では何らかの特例を設けて、臨床研究が円滑に行えるようにしていただくのがいいのではないかと考えております。現在、全国各地に様々な知的クラスター、産業クラスターができつつありますので、今後、二、三のところの方に来ていただいてヒアリングを行っていきたい。そして結論を出していきたいと思っております。しかし、こうした知的クラスターを短時間で成功させるためには、規制緩和のみではなくて、これは私の考え方でございますけれども、税制をはじめとした何らかの支援措置が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

【片山議員】

今、私の方の地方財政再建特別措置法の話が出ましたが、現在、理化学研究所で、理化学研究所というのは、国等の中に入っていないんです、法律の対象に。そこで神戸市が土地を無償貸与しているわけです。ところが、これは秋ごろに理化学研究所は独立行政法人になるんです。独立行政法人になりますと、国等になっちゃうんです。だから、もろに法律の規制がかかるんですが、神戸市の意向を聞きましたら、現状でぜひお願いしたいというような意向もありますし、今、許す、認める、例外的な措置は基準を政令で書いているんです。だから、政令をいじらなければいけません。そこで事情をもう少し詳しく調べて、場合によったら政令改正等を含めて、井村先生や神戸市の意向に沿うようなことを少し検討させていただきます。直ちにということにはなりませんけれども、いつもきついことばかり言うのではなくて、こういうことも……。

【井村議員】

ありがとうございます。ただ、神戸の理研の問題だけではないのです。

【片山議員】

あんまりやっていると、文部科学省が頑張らないんです。

【遠山議員】

よろしくお願いします。

【片山議員】

文部科学省がもっと頑張ってくれないと。ということでございますので、検討はいたします。

【尾身議員】

それでは、以上の議論がございましたが、「平成15年度の科学技術に関する予算・人材等の資源配分の方針(案)」につきまして、原案どおり決定したいと思います。よろしくごさいましようか。

(「異議なし」と声あり)

【尾身議員】

それでは、原案通り決定し、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対して意見具申をすることといたします。

(2) 科学技術システム改革について

【尾身議員】

次に、議題2の「科学技術システム改革について」に入ります。知的財産戦略、産学官連携の推進、競争的研究資金制度改革につきまして、前回の会議におけるご議論等を踏まえまして、専門調査会・プロジェクトチームにおきましてさらなる検討・調査を進め、最終案を取りまとめましたので、井村議員からご説明をお願いいたします。

【井村議員】

科学技術システム改革関係の3議案について説明をいたします。これらにつきましては、前回の会議において骨子案を配付し、ご議論をいただきましたので、ポイントのみとさせていただきます。

まず、資料2-1をごらんいただきたいと思っております。「知的財産戦略について」でございます。これにつきましては、6月14日に開催された知的財産戦略会議にも報告して、反映をしていただくことになっております。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。「はじめに」の箇所では、知的財産戦略を国の重要な戦略として取り上げていくことが重要であるということを書いております。各論は大きく4つ分かれております。

まず第一は、ローマ数字の の国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用であります。大学等公的研究機関における知的財産の管理能力を強化する必要があります。例えば、研究者への十分な還元を図った上で、知的財産の権利を機関に所属させるとか、日本版バイ・ドール条項をすべての委託研究開発制度へ適用を拡大していくとか、あるいは知的財産情報の活用及び特許費用の予算確保等の施策が必要であるということをお

ります。

第二はローマ数字の でございますが、先端技術分野における知的財産の保護と活用であります。特に進歩が激しく、国際競争も激しいライフサイエンスの分野、あるいは情報通信のような先端的な分野においては、様々な施策が必要であることをここに挙げております。例えば、これから問題になる再生医療とか、タンパクの立体構造の解析等につきましても、国際的な特許審査基準との調和を図っていく必要があります。

第三は知的財産関連人材の育成でありまして、 をごらんいただきたいと思います。理工系学生等への知的財産教育の充実、あるいは法科大学等における専門家人材の育成などが重要な課題であります。

第四は関連基盤の整備でありまして、的確・迅速な特許審査の推進、特許関連訴訟の充実・迅速化等を指摘しています。こうしたところから、知的財産基本法の制定がぜひ必要であるということ結論として述べております。

それでは、資料2 - 2 産学官連携の推進に移っていただきたいと思います。これは一応最終の報告案であります。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。総論としては、まず、 の産学官連携の基本的考え方があります。産業界と大学はそれぞれ目的が違いますので、お互いの立場を尊重しながら提携することによって、経済活性化と研究開発の充実を図る必要があることを述べております。そして各論は大きく4つに整理しております。

まず第一は、 の産学官連携の形態別の方策であります。組織的産学官連携のための体制の整備、契約業務等の柔軟・迅速な対応などによる共同研究の推進、中小企業と大学との連携の推進、スムーズな技術移転、直接金融による資金調達の円滑化や兼業制度の活用による大学ベンチャーの創出等が主な推進方策であります。

2番目の 分野別課題と具体的方策をごらんいただきたいと思います。ここでは、重点4分野、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料について、それぞれの分野の特徴と課題を述べております。

第三に 地域科学技術振興のための具体的方策として、地域の特に中小企業等の技術開発支援、地域クラスターの形成、地方公共団体との連携等の問題を整理しております。

第四には、 産学官連携基盤の構築のための具体的方策として、国立大学法人化と学長による運営の強化や私立大学の基本財産の抜本的強化等の大学改革、それから任期制、公募制の拡大や教員人事における、いわゆる純血主義の排除等による人材交流の活性化、産学官連携の機運醸成等の問題について述べております。

次に、第三の報告、競争的研究資金の中間まとめであります。資料2 - 3をごらんい

ただきたいと思います。

第2期科学技術基本計画期間中に競争的研究資金の倍増を目指しておりますが、その効果を最大限に発揮させるために、制度改革を進めることも重要とされております。4つの点に分けて整理いたしました。

目次をごらんいただきたいと思います、「1. 競争的研究資金制度に係わる経費の在り方」でございます。具体的な対応方策の「1.」では、競争的研究資金を獲得した研究代表者が自らの責任と権限で研究の実施に必要な人員を確保するために、大学院学生等の研究従事者に給与ないしは報酬を充てることができるということ。さらに、研究者本人の当該研究開発活動に係わる人件費についても、今後独立行政法人化と関係がありますが、研究費から充当できるように検討をすることの必要性を述べております。

第2は若手研究者の自立性の向上であり、若手研究者に向けた資金を拡充する必要があることを述べています。しかし、同時に厳正な評価を行っていったら、若手の研究者が真に独立できるようにしていくべきであろうと思います。

第3は公正で透明性の高い評価システムの確立でありまして、資金の配分機関に評価等の業務を行う研究歴のある担当者と責任者を、この基本計画中、平成17年度までに配置するということを述べております。

第4は競争的研究資金の効果的・効率的活用であります。例えば、競争的研究資金による研究開発の多くは、従来グループで行われておりますが、研究者個人の責任と役割分担が不明確になりやすい。あるいは研究開発体制が複雑になるという問題点があります。そこで、個人の創意に基づく、いわゆる発見のための研究、これは基本的に研究者個人が行う。そうして開発的な研究、あるいは調査研究等はグループで行いますが、この場合には、グループで行う必要性や研究代表者の責任と権限、実施体制の評価等を行う必要があるということを述べております。

以上、科学システム改革につきまして、3つの報告書について説明をさせていただきました。

【尾身議員】

ただいまの3つ報告書についての説明に関しまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

【遠山議員】

文部科学省としましても、科学技術システム改革は、私どもの仕事の大きな部分という

ことで、既に着手をいたしております。今回ご報告のありました点については、お取りまとめ、本当にご苦労さまだと思います。知的財産戦略につきましては、知的財産戦略本部における議論とほぼ並行している面がありますし、私ども受け入れられるとっております。また、産学官連携の基本的考え方と推進方策の中身におきまして、産業界と大学相互の立場を尊重した上で連携していこうという基本思想につきましては、私どもとしては大変評価したいと思っております。

それから、競争的研究資金制度改革についてのお取りまとめでございますけれども、ここに指摘されております事項の中には、大学の教育研究の在り方や人事制度など単に競争的資金の視点のみからは論じられないような重大な問題も多いと認識いたしておりますし、諸外国と日本では大学の財政基盤、あるいは社会制度、それから研究的資金そのものの規模が全く違っている面もございますし、諸外国の制度をそのまま部分的に取り入れても、必ずしも十分な効果が期待できない点もあるということに留意していきたいと思っております。

それから、日本の大半の競争的資金の執行と大学行政の責任を負っております我が省といたしましては、競争的資金の問題について、私どもしても検討しているところでございまして、今回の報告も参考にしながら責任を持って対応していきたいと思っております。なお、評価につきましては、一義的には個別制度を所管する省が責任を持って行うべきと考えておりまして、文部科学省としましては、システムの確立に関しましては、科学技術学術審議会において、6月14日に文部科学省における研究及び開発に関する評価指針を建議いただいたところでございます。大部の資料でございますので、本日配付いたしておりませんが、その方針に基づいて適切に評価を行いながら、こうした研究費の有効活用について、今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

【平沼議員】

最近、産学官連携の機運が非常に高まってきて、非常に結構なことだと思います。大学発のベンチャー、こういうのもデータをお示ししますと、実績が上がっておりまして、平成13年の12月の時点では263社になっております。これはちなみに平成12年の9月には128社であったということを見ると、倍以上伸びてきている。こういうことは、どんどん伸ばしていく必要があると思います。そういうことによって、新しい雇用の創出につながりますし、地域経済の活性化にもつながる。そういう意味では、経済産業省としても産業クラスター計画に含めて、人材資金面で研究開発の実用化まで切れ目のない支援をしていきたい、このように思っています。

以上です。

【井村議員】

競争的資金の問題ですけれども、約2年前に自由民主党の科学技術創造立国調査会の小委員会でかなりの検討がなされました。私もヒアリングに参加して意見を申し上げました。その中で指摘されたことは、ほとんどこの中で盛り込んでいるつもりでございます。また、文部科学省の科学技術・学術審議会の研究費の関係の方々とも非公式の話し合いをしてまいりました。これはまだ中間報告でありますので、今後いろんなご意見を入れて最終報告へまとめていきたいと考えておりますが、自民党の小委員会で指摘された幾つかの問題点がまだそのまま残っていると思います。文部科学省の科研費につきましては、ここ何年間か皆さんの努力でかなりの改善ができておりますけれども、幾つかの問題点が残っています。それから、外国のこういう科学技術研究費のファンディングをする機構には必ず研究者がいて、それを見ているという状況もありますので、そういった点について、実現に努力したいと考えております。

それから、ベンチャーにつきましては、尾身大臣の主催で、この前京都で会議がありまして、3,800人ぐらいの人が集まって大変な熱気でありました。その中で指摘されたことは、アメリカに比べて、ベンチャーを支援するいろんなシステム、例えばベンチャーキャピタルとか、エンジェルとか、そういうものが日本は弱いので、そこをぜひ強化してほしいという意見が出ておりますので、その辺につきましても、今後いろいろご検討をいただければありがたいと思っております。

【尾身議員】

それでは、「知的財産戦略について 中間まとめ(案)」、「産学官連携の基本的考え方と推進方策(案)」、「競争的研究資金制度改革について 中間まとめ(案)」を原案どおり決定させていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【尾身議員】

それでは、原案通り決定させていただき、総合科学技術会議から小泉総理及び関係大臣に対して意見具申をすることといたします。

続きまして、6月15、16日の両日、京都において開催されました「第1回産学官連

携推進会議」につきまして、私から報告をさせていただきます。

先週末の6月15、16日に国立京都国際会館におきまして、全国の企業・大学・行政等の第一線の研究者や実務家・専門家によります「第1回産学官連携推進会議」を、奥田日本経団連会長、吉川日本学術会議会長、また本日お集まりの有識者議員の皆様にもご参加をいただきまして開催をいたしました。

会議の趣旨は、産学官の連携の一層の推進を図るため実務的な課題を選びだし、具体的な解決策を取りまとめて政策に反映させるとともに、企業や大学の活動に実際に生かすことを目指したものでございまして、先ほどの話のとおり3,700人を超す参加者が集まりました。内訳は企業関係が1,600人、大学が1,300人、行政が800人でございます。この他に展示ブース等の説明の方々も含めまして、全体で4,300人を超える大会議を開催いたしました。これは昨年11月19日に小泉総理にもご出席をいただきました「第1回産学官連携サミット」、それから全国9ブロックの中核都市で連続的に開催しました「地域産学官連携サミット」の成果を踏まえたものでございます。

会議の最初に、全体会議で「産学官連携の推進により、日本経済を活性化する」という総理のメッセージをいただきました。そのほか各講演に引き続き、横断的テーマや分野別課題ごとに9つの分科会に別れまして、活発な意見交換を行いました。各分科会では、実際の連携推進のための制度的課題、具体的方策、あるいは産学官各々における慣習上の問題など、実践的な課題が取り上げられ、今後、法律、慣習、環境をどう変えていくかということが集中的に協議をされました。特に、金融や経営、財務、法務、知的財産などの専門家にも参加をしていただきまして、産学官連携の実効を上げるための具体的な問題提起をいただきました。

幾つかの点をご紹介いたしますと、大学発ベンチャーの育成は資金援助のみならず、経営、マーケティング、法務関係者の総合的支援が必要であるということ。研究開発やベンチャー投資につきまして、税額控除等の税制改革が重要であるということ。世界的な競争の中で、大学自らの判断で企業ニーズに機敏に適用できるような大学改革を推進することが必要であるということ。産学官連携の共同研究プロジェクトにつきましては、期限と具体的目標を設定し、リーダーに権限と責任を与えることが重要であること。バイオにつきましては、日米格差はむしろシステムの差であって、大学のシーズをビジネス化できるようなシステムを整備することが必要であるということ。ナノバイオにつきましては、異分野・融合領域において人材、資金、知的財産面での産学官連携が必要であること。IT分野は開発のスピードが決定的に重要であり、融合分野を含めまして、新しい付加価値を創造することが必要であること。ナノテクにつきましては、バイオ、ITなどとの融合を促

進することが重要であり、世界最先端のナノの計測技術を産学官連携により強化することが必要であること。宇宙、海洋、社会基盤等につきましても、官主導から学の力を借りながら新しい産学官連携時代に入ってきているというようなことが指摘されました。

このほか、大学、研究機関、TLOによる143の展示ブースを設けまして、実際に最先端の研究成果のデモンストレーションを行うとともに技術紹介のワークショップ、無料相談などを行い、大変有益な交流ができたと考えております。

この会議における提言は、現実の政策に反映させていただくとともに、企業や大学が今後の活動に具体的に生かせるように積極的に環境整備を図ってまいりたいと思います。

会議開催を通じまして、国全体として産学官連携の推進により日本経済の活性化を図るという意識がトップから現場まで共有されたという感じがいたしましたし、また産学官一体となって改革を実行する具体的な道筋が明確化されるなど大きな成果を挙げたと考えております。小泉総理をはじめ、ご協力をいただきました関係各省の皆様にご挨拶を申し上げます。

(4) 地球温暖化対策技術戦略プロジェクトの設置について

【尾身議員】

次に議題4に入らせていただきます。地球温暖化対策技術戦略プロジェクトの設置につきまして、石井議員からご説明をお願いいたします。

【石井議員】

地球温暖化対策技術戦略プロジェクトの設置についてお諮り申し上げます。

平成14年3月19日に策定されました地球温暖化対策推進大綱におきましては、革新的な対策技術研究開発を総合科学技術会議のイニシアチブの下で総合的な推進を図るとのこととされております。これを受けまして、総合科学技術会議の下に置かれております重点分野推進戦略専門調査会に有識者からなる地球温暖化対策技術戦略プロジェクトという組織を設けまして、実用化を視野に入れつつ、温室効果ガス削減対策技術に関する研究開発戦略について集中的に調査・検討を行いたいということでございます。

資料4に書いてございますように、そこでの調査検討の対象は、この推進大綱にリスト

アップされております省エネルギー技術、新エネルギー技術及び革新的な環境・エネルギー技術の開発などに関する戦略を対象とするわけですが、こうした技術だけではなく、さらに将来を見据えて、つまり第一約束期間である2008年から2012年までの約束期間以降、つまり2013年以降の更なる削減を見据えた省エネルギーや新エネルギーなどの技術開発の可能性を探るということ。さらに、こうした対策技術の開発のための人材の育成等について検討を進めるというのが目的でございます。

スケジュールといたしましては、できる限り早く、この7月にでも第1回のプロジェクト会合を開きまして、その後早急に集中的に議論を進めまして、今年度中にこの戦略を策定してまいりたいというのが基本的なコンセプトでございます。このような趣旨のプロジェクトの設置をお認めいただければ幸いです。

【尾身議員】

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。

【大木議員】

環境大臣でございます。6月4日に京都議定書の方は批准をしていただいたわけですが、批准はしたけれども、中身ができないということではいけませんものですから、今、石井先生からもお話がございましたとおりに、地球温暖化対策推進大綱に基づくいろいろな施策というものを、科学技術の面からも強力に進めていただくということで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

科学技術の方で、すぐに頭に浮かびますのは、燃料電池だとか、バイオマスエネルギー、あるいは二酸化炭素の固定化ないしは隔離技術等々いろいろあるわけですが、できるだけばらばらじゃなくて総合的に、一つの例を申し上げますと、バイオマスの活用による定置型の燃料電池というようなアイデアもかなり進んでおりますので、そういったものをひとつ進めていただきたいと思います。ご存じのとおり、この京都議定書というのは毎年見直していくという体制でございますので、そちらの方の進行も見ながら、国内の方の体制も固めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともこのプロジェクトは設置していただきまして、強力にお進めいただくことを心からお願い申し上げます。

【平沼議員】

これは言うまでもないですけども、地球温暖化対策、その中心に置くのは、私は技術革新だと思っています。そういう意味ではいかにイノベーションを進めて、環境と経済の

両立と、こういう1つのコンセプトの中で、全力を挙げて取り組んでいく必要があると思っています。そういう意味では、このプロジェクトができたということは、私は非常にいいことだと思っております。経済産業省といたしましても全力でご協力をしていきたいというふうに思っています。

【尾身議員】

ありがとうございました。本日のご意見も踏まえまして、このプロジェクトを立ち上げまして、調査・検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(5) その他

【尾身議員】

それでは、議題5の「その他」です。遠山文部科学大臣からITER計画に関する政府間交渉につきましてのご報告をお願いいたします。

【遠山議員】

ITER計画につきましては、前回の総合科学技術会議で結論を得ましたが、それをもとに5月31日に閣議で了解がなされました。

その内容は、日本が国際協力によってITER計画を推進することを基本方針として、国内誘致を視野に入れ、青森県の六ヶ所村を国内候補地として整備して、政府間協議に臨むという内容でございました。その後、6月4日から6日にかけて、フランスのカダラッシュで行われましたITERに関する第4回の政府間協議において、我が方としましては、閣議了解に基づいて六ヶ所村を我が国の候補地として提案するとともに、費用負担の考え方等を説明いたしました。日本が候補地を1つに絞ったということで評価をされたところでございます。今回の協議では、欧州もスペイン、フランスのサイトの提案を行いました。既に提案されていたカナダのサイトも含めまして、4か所の候補地が出そろったこととなります。これから本格的な交渉が始まるということでございます。

ということで、我が省といたしましても最大限の努力を行う所存でございますので、よ

ろしくお願いいたします。

【尾身議員】

ありがとうございました。

【尾身議員】

それでは、最後に小泉総理からご発言をお願いしたいと思います。

【小泉議長（内閣総理大臣）】

お忙しいところありがとうございました。おかげさま大変メリハリの効いた方針が作成されたと思っております。15年度予算におきましても、経済の活性化を念頭に置きながら、思い切った制度改革に結びつくような予算編成を行いたいと思っております。よろしく関係各位のご協力をお願いしたいと思います。

また、京都での第1回産学官連携推進会議は大変盛大に行われたと伺っております。この問題につきましても、科学技術システムの抜本的な構造改革に向けてしっかりと対応していただきたいと思っております。また、地球温暖化対策でありますけれども、京都議定書の受諾を決定いたしまして、これからこの目標の達成に向かって進むわけではありますが、簡単なものではないと思っております。経済成長と環境保全、この両立を図るためにも、科学技術の革新・発展というのは大変大事でありますので、こういう問題につきましても、本会議の積極的なご協力と具体的な戦略を早急に作成していただきたいと思っております。今日はお忙しいところをありがとうございました。

【尾身議員】

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総合科学技術会議は終了いたします。

- 以 上 -